

第1 監査の対象

市民生活部(市民活動推進課、市民活動支援センター、男女共同参画課、市民課、坂下出張所、東部市民センター、保険医療年金課)

第2 監査の期間

令和元年11月12日から令和2年1月15日まで

第3 監査の方法

令和元年度における財務に関する事務などが、法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかについて、都市監査基準(平成27年8月27日全国都市監査委員会制定)に準拠し、関係書類等の抽出調査、関係職員からの説明聴取を行うとともに、必要な事項については実地調査を行った。

また、本監査の重点項目及び主な着眼点について、次のとおり設定した。

1 重点項目

(1) 契約に関する事務

- ア 契約の方法は、適正な理由により選択されているか。
- イ 契約金額、契約目的及び履行の期限その他契約の内容は適切か。
- ウ 契約の履行及びその確認は、適切に行われているか。

(2) 財産管理に関する事務

- ア 財産は適切に維持管理され、有効に使用されているか。
- イ 行政財産の目的外使用許可等は、適正に行われているか。

2 主な着眼点

(1) 収入に関する事務

- ア 調定、徴収、減免等は、根拠となる法令等に適合しているか。
- イ 現金等の受領、管理は、適正に行われているか。
- ウ 滞納状況の把握、記録は適切に行われているか。
- エ 督促等の手続は適時、かつ適正に行われているか。

(2) 支出に関する事務

ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

イ 補助金は交付目的に合致し、手続は根拠となる法令等に適合しているか。

(3) 財産管理等に関する事務

ア 庶務事務は、適正に行われているか。

(4) 指定管理に関する事務

ア 指定管理者の指定は、根拠となる法令等に適合しているか。

イ 管理業務計画の履行及びその確認は、適切に行われているか。

第4 監査の結果

市民生活部の所管する事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。

しかし、一部の課等において、次のとおり注意を要する事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、各指摘事項は、業務の執行が法令等の定めに反しているものなど重要と判断するものを是正事項とし、それ以外のは注意事項と区分した。

1 注意事項

(1) 契約に関する事務

ア 修繕の完了確認が適切でなかったもの

修繕（建設業法第2条第1項該当）に係る契約において、完了通知が提出されていないものが見受けられた。

（市民活動支援センター、男女共同参画課、東部市民センター）

(2) 財産管理に関する事務

ア 現金出納簿の整備が適切でなかったもの

現金出納簿について、出納状況を明らかにするうえで必要な項目（収納額・払込額等）が記載されていなかった。

（男女共同参画課）

イ 備品の管理における事務手続きが適切でなかったもの

廃棄処分されていたカメラについて、不用決定の手続きがされていなかった。

（東部市民センター）